

議案第 2 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

野田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例

野田市印鑑条例（昭和52年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第9条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号又は第6号」を「前項第3号又は第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

## 提案理由

成年被後見人からの印鑑の登録の申請を受け付けるため、登録資格に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。

## 参考資料

### 野田市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市印鑑条例（昭和52年野田市条例第39号）

改 正 案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、印鑑登録者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>2 市長は、<u>前項第3号又は第5号</u>に規定する事由によって印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、印鑑登録者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>2 市長は、<u>前項第4号又は第6号</u>に規定する事由によって印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>